

## 第2回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議 要旨

日時：平成22年9月30日（月）

18：30～21：00

場所：市役所中会議室

出席者：嶋田准教授、森山委員、草野委員、梶原委員、長谷部委員、川浪委員、  
中嶋委員、片桐委員、野村委員、河野委員、諫山委員  
（事務局）宮崎課長、橋本係長、笹倉主任

### 1、開会挨拶

【宮崎課長より挨拶を行う】

### 2、委嘱状の交付について

【机上配布にて交付とする】

### 3、前回会議の整理、報告、委員からの照会への回答について

#### 発言の要旨

事務局：市民ワーキンググループからの意見を別紙に4項目あげております。また、前回の会議で意見のあった職員の人事異動についてです。議論を通じて培ってきた人間関係・信頼関係が人事異動によってゼロからのスタートになってしまっているのではないかという意見をいただきましたので、人事担当部長である総務企画部長と十分協議をしました。そのなかで、人事異動については、異動のないように考慮するという回答をさせていただきます。やむをえず異動があった場合には、担当職員については異動後も会議に出席するという対応をとります。

委員からの意見要望ですが、『①市民ワーキンググループが自主的に会議を開催することができるか。その時には、事務局に対して、「議事録作成」「関係者出席依頼」「会議場所確保」をお願いしたい。』というのですが、日程調整をさせていただければ十分対応ができますので、事務局に相談していただければと思います。

次に、『②庁内検討会と市民ワーキンググループの関係を説明してほしい。庁内検討会は市民ワーキンググループと連携して情報共有していくのか、それとも、独自に行政の立場で検討していくのか。』ということですが、前回会議でも簡単に説明しましたが、市職員で設置しています庁内検討会については別紙で名簿があります。庁内検討会と市民ワーキンググループの関係は車の両輪のようなもので、市民ワーキンググループについては条例に盛り込む内容を議論していただき、また行政に対しての意見を出し議論していただく。庁内検討会では、市民ワーキンググループで出た内容を基に条文化作業あるいは意見に対する回答をしていくという関係を考えています。

連携や情報共有についてですが、本日は市民ワーキンググループ単独で会議を開催していますが、庁内検討会との合同会議も予定しています。

次に、『③市民ワーキンググループとしての、目標（何をいつまでにどの程度作るとか）、スケジュールを説明してほしい。また、他市の条例に関する資料を配布

してほしい。』ということです。他市の条例については、北海道ニセコ町を最初に条例を作った自治体ということで用意しました。東京都三鷹市と日田市の近郊である福岡県筑紫野市。この3つの自治体についての条例を配布しています。

スケジュールについては、自治基本条例は一朝一夕にはいかないので、みなさんと議論を積み重ねていきながら作っていくことが重要だと考えています。議論の進み具合によって期間が変わっていくと思っていますが、一年半を目途にして進めていき、議論次第で少し長くはなると考えております。

『④市民ワーキンググループ委員に対して、委嘱状を交付すべきではないか。』については、さきほど説明したとおり遅くなりましたが交付したところです。

委員 A：庁内検討会についてですが、日田市は男女共同参画などの事業をしていますが名簿を見ると、ほぼ男性職員であり女性の視点がないのではないのでしょうか。市民ワーキンググループと車の両輪を成すのであれば、ぜひ女性職員を入れた方がいいのではないかとと思います。

事務局：13名中、女性が1名となっています。各部署から選出してもらう際に女性の方も含めてとお願いしましたが、係長クラスの職員を出してもらうことになる人事配置上、女性が少なかったというのがあります。ただ、出てきたなかで変更も含めて検討すればよかったという反省もありますが、結果として現在の形になっています。

嶋田先生：今から庁内検討会委員を増やすというのはできないのですか。差し替えるというわけにはいかないでしょうから。

事務局：係長クラスで考えた時に、女性職員が少ないという事情もあり出てこないというのもあります。今、意見をいただきましたので、持ち帰って検討して次回に返答させていただこうと思います。

嶋田先生：庁内検討会のメンバーを係長級とした趣旨は何ですか。

事務局：大事な条例ですので、それなりの経験を積んだ方にいろんな意見を出していただくということで、係長級くらいの職員でと考えたところです。

委員 B：市役所内で女性の社会進出などを担当する部署は無いのですか。その部署の方を入れるというのもあるのでは。

事務局：企画課内に男女共同参画を担当する係があり、係長は女性ですので、そのような考えもあるかと思います。

委員 C：2つあります。事務局は今日出席されている3人ということですか。また、庁内検討会には、事務局のみなさんは関係していないのですか。

事務局：事務局は3人で、庁内検討会の事務局も私たちがしています。

嶋田先生：再度確認ですが、人事異動は原則しない。もし万が一、異動しなければならぬ事情が発生しても兼務する形で引続き会議に参加していただくということによろしいですか。

事務局：はい。そういうことで結構です。

嶋田先生：これは結構、画期的といいますか、凄く踏み込んだ回答であるといえます。

#### 4、議事録の公表について

##### 発言の要旨

事務局：第1回の会議要旨を先日送らせていただいております。前回会議での発言内容を趣旨が変わらないようにまとめさせていただきます。自治基本条例が市民と作る条例ということもありますので、ホームページ等を含めて会議録という形で公表しようと考えています。委員の方の発言を出すということもありますので、この場で了解をいただければ公表しようと思います。

嶋田先生：自治基本条例を検討していく会議で公表しないということはありませんので、ぜひオープンにしていくべきでしょう。また、せっかくですので、議事録をオープンにして、それに対して誰でも意見を言えるような窓口をホームページ上に設けていただいて、出てきた案については次の会議で市民からの意見ということで報告していくようにしていくのもいいのかなと思います。

委員 C：市のホームページのアクセスは多いのでしょうか。公開についてはホームページだけでは不十分だと思います。庁内のどこかで閲覧といっても、見る人がいるかどうか分かりませんが。

事務局：市が閲覧のかたちを取る場合、本庁舎の3日以内窓口、各振興局総務振興課窓口で閲覧できるようにしています。

嶋田先生：広報で毎回、自治基本条例を少しのスペースでも載せる。今このような活動していますというのを毎掲載せれば目に留まるでしょうし、ホームページの入り口で条例を作っていることを大きくわかりやすく出す。たくさんクリックして奥の方まで入っていかないと自治基本条例までたどり着かないなら誰も見ない。トップページに目立つ形で表示するのがいいかなと思います。

事務局：今の市のホームページの仕様が、新着情報は表に出てきますが、新しい情報が増えれば以前の情報は消えていきます。会議があるたびに更新すれば、新着情報として表には多く出ることはありません。

嶋田先生：自治基本条例コーナーをトップページに置けば、それが一番わかりやすいのではないですか。もちろん更新情報にも載せるべきでしょうが、それだけではなくて、やれることは他にもあるとは思いますが。

委員 D：一番身近なのは広報ですね。

嶋田先生：広報でやるのがいいと思います。場合によっては、例えば、どういう議論をしているかというのとは別に、繋ぎとして委員のみなさんからの市民への投げかけでもいいと思います。問題提起とか、素朴な投げかけとか。

事務局：市の情報センター（有線テレビ）もありますので、会議の様子を撮るとかいうのも考えてみたいと思います。

## 5、意見交換（前回会議での事例を参考に）

### 発言の要旨

嶋田先生：前回、欠席された方もいらっしゃいますので、もう一度簡単にみなさん自己紹介をしましょう。【委員による自己紹介】

私が持っている自治基本条例のイメージですが、普段みなさんいろいろな活動をされていると思いますが、行政と一緒にやろうと思っても「これはできません、あれはできません」と言われたり、せっかく仲良くなったのに人事異動でいなくなったりとか、いろいろ経験されているなかで行政の問題点が見えていると思います。その場で文句を言って、その場限りで終わらせるのではなくて、行政の問題が発生するのは構造的な問題があるからだと思います。市のかたちが問題があるから、同じような問題が繰り返し起きてしまう。この構造を変えていきましょいうというのが自治基本条例だと思います。条文の細かい作り方は、市民だけで議論しても難しいので、その部分は行政職員にお願いすることになると思います。中身を作っていきたいと思っています。

今日は、全国で初めて自治基本条例を作ったニセコ町をはじめ、いくつか資料が配られていますが、形だけ自治基本条例を作ろうと思えば難しくなくて、いろいろな自治体の条例をつなぎ合わせれば、それなりの条例ができます。でも、この条例を作る究極的な目的は構造を変えること。構造を変えることによって、市民自身が行政に対して「おかしいことはおかしい」と言える。あるいは市民同士の関係性も再構築していくということが大事で、そのためには作る段階から「何が問題で、ここをどう変えていきたいのか」というのが市民の中に共有されていないと、この条例を作る意味がないわけです。形だけ作っても意味がない条例で、条文を見るとわかりますが、極めて理念的なことを中心に書かれています。抽象的なことだけを書いても、あまり意味がないので実効性のある条例にしていけないといけないと思います。でも、考えるとなかなか難しいなと思っていたら、最初に事務局から説明がありましたが、前回の会議で「事務局職員は数年間異動せずにいてくれるのですか」という質問がありました。これは、実は自治基本条例を全国調べていますが、このような策定委員会の中でこのような疑問が出て、職員がそれに対して人事異動はさせませんという形でやったという事例は、聞いたことがありません。おそらくこれは全国初なのではと思います。

ぜひこれは、例えば自治基本条例を制定する場合に、条例の中のどこかの条文に、このルールを入れ込んだらいいと思います。「市民と普段から接して信頼関係を大事にするような部署に関しては、通常の人事ルールとは違ったかたちで配慮しなければならない」みたいな、そういう条文を入れ込んでいく。みなさんがいろいろ活動していくなかで、仲良くなったのに人事異動でいなくなってしまう苦勞され

ている。そういうルールができてくると、みなさんが活動する時にプラスになっていくわけで、そのためには、まずみなさん自身が素朴に感じている行政の問題点とか、ざっくばらんに何回かは議論していったらいいと思います。不満の中にすごく意味のあるタネがある。私自身の会議での役割としては、「今おっしゃった不満には実はこういう論点がありますね。これは自治基本条例の中に、こういうふうに入れ込んでいったら使えますね。」といったことを抽出して、みなさんに示す役割かなと考えています。

今、お話したのは「住民と行政との関係」ですが、もう一つ考えなければならぬのは「住民と住民との関係」も再構築していくのが大事で、最近全国のあちこちでコミュニティの再構築みたいな話が出てきていますが、こういう話が出てきていること自体が、これまでどういう社会を作ってきたかということの裏返しだと思います。これまで、私達日本人は、家庭と会社との間で生きてきて、なかなか地域の中に入り込んでやっていくというのができなくて、もちろん田舎であれば別ですが、その田舎ですら関係が崩れてきている。例えば昔だったら、一緒に田んぼとかやっていますから、みんなで協力せざるを得ない。みんなで問題解決をしてきたのですが、そういうことをしなくなって何か問題があると行政に求めていってしまう。そこで行政が言うことを聞いてくれないと、「行政はわかってくれない」というふうになってしまう。市民と行政との関係は、私は、市民と市民との関係でもあって、前回会議資料の事例で話しましたが、生活道路を子供の遊ぶ空間にしたいと考えた人が行政に対して要望をする。ところが、行政は動けないわけです。当然、通勤とかで道路を使う地元の人もいるので、その人達からすると道路が使えなくなると困って反発が出るのはわかっているから対応できない。言った人は、「一生懸命言っても行政は聞いてくれない」と行政に不満だけが残って終わる。そうではなくて、地域で市民同士が議論して合意ができていれば行政は動いてくれるし、動かざるを得ない。

ということは、今の自治体の問題というのは、単に市民と行政との関係の問題だけではなくて、コミュニティの再構築に重なっていくとは思いますが、市民と市民との関係性をもう一回再構築していく。

普段みなさんが生活していくなかで、何でもいいと思うので問題点をざっくばらんに出していただければ、実はそこにはいろんな問題が絡んでいて、そういうのを全部抽出して問題を解決するような文言を条例の形にまとめあげていく。自治基本条例というのは抽象的理念的なものなので、それだけ作っても意味がないので、例えば制定すると同時にこういうことをやってくださいとかいうかたちで個別の条文に対応するような提案も併せてこの会議でおこなっていったらいいと思います。ですから、まさにこの場が日田市を変えていく第一歩で、もちろんみなさんは議会の議員さんではないので、最終的には首長さんがみなさんの提案をどう扱うかを決める。その時に首長が気に入った内容のことしか選ばずに、それ以外は無視するということにならないように、明確にみなさんの主張を具体的に「こういう理由で提案します」と言えば、首長には説明責任が発生するわけです。それと違うことをすれば、なぜ採用しないのかということと言わなければならない責任が生じるので、事実上みなさんの提案が生きる方向でまとめていければと思います。今回、次回くらいまでは、ざっくばらんに雑談的にみなさんが感じている不満、問題点を議論していただければと思います。

委員 C：日田に来て5年ほどになりますが、しきたりと言いますか伝統がすごいなと思いました。40年ほど都会にいたのでコミュニティが希薄だったのですが、隣保班の見たこともない方と、おくやみに行ってお通夜に行ってお盆までみんな揃って行くわけです。まずこれを改革しようと思ってやっていますが、年配の方はなかなか賛成しない。若い方は賛成してくれますが、今までは口火を切れなかった。私は外から入ってきた者ですからやっていますけど。

私の地区に一級河川があって、その草刈が総出でやることになっています。ところが、70歳以上の高齢世帯も女性だけの世帯もあります。それでも全員出される。しかも、足場が悪い。これが大変だなと思い、もともとは河川管理者が経費を出してやるようになっていたわけですから、数日前に日田土木事務所に意見を言いに行きました。「これは、陳情ではありません。高齢化でマンパワーを提供するのが困難になってきたから、草刈をやめます。」と。そうすると、「予算がない」と言うので「陳情にきたわけではないから、どういう措置をしてくれますか」とお願いに来たわけではない。これからは、やりませんよと申し上げに来たのです。」と。ずっとボランティアに頼りがちなのですね、予算がないから。今までは当たり前のように草刈をしてきましたが、これほど高齢化が進んでくると、やってられません。1㎡あたり8円の助成金が自治会に入ってきていますが、280坪くらいの広さを70歳以上の高齢者を含めて11名くらいでやらなければならない。これは、いくらなんでもよくないです。予算がないということで30年も40年も続いているから今後も続くだろうといいますが、高齢化が進む以上、違った考え方をしなければと思います。

嶋田先生：配布資料にニセコ町のまちづくり条例がありますが、これに書いてあるように、必ず見直しをしなければならないとなっています。平成22年3月に改正がされていますが、この時の焦点は何かというと「協働」という言葉。筑紫野とか三鷹は協働という言葉が入っていると思いますが、それに対してニセコ町では協働ということはやめましょうと言ったわけです。世間ではいい言葉ということで語られていますが、そこでの問題意識はさきほど委員さんがいったことで、結局は協働協働といいながら市民を安く使って負担を押し付けているだけではないか。であれば、それが自治基本条例に入ってくるのはおかしいのではないかという経過で文言を削りました。

日田市の条例のなかで、協働という言葉を使うかどうかは別として、さっき委員さんがおっしゃったことは入れ込むべきだと思います。また、先ほどの話の中で下請けを止めてくれといっても行政側からすれば、お金がないということになってしまう。そこを抜け出す工夫が必要ですね。いろいろ考えられるとは思いますが、事務局への宿題ということで、お金がないで終わってしまったらどうしようもないので、そこをどう抜け出していくのかの方策を次回提案していただいて、提案があればそれを議題に委員さんから意見が出ると思いますので。

委員 D：私の地区では、以前はみんな家に居て、集まるのが楽しみだったのですが、最近は働きに出ていないものですから、祭とかいろいろ行事が多くて若い人から苦情が出ました。それは個人的には苦情を言いますが、意思決定の場では言わない。そうではなくて、意見を集めて一つにして自治会の総会などに出さないといけないとは言っているのですが、「女性では言えない」と言います。地域の行

事などは女性が大変です。そこで、自治会長に立場に近い人に対して、伝言を頼みました。自治会の総会に意見を出すにあたって、前もって改革委員みたいなものを性別年齢バランスよく選んで話し合いをして欲しい。そのためにアンケートをとって地区のひとりひとりに大変な事は何か出してもらって、それを参考に改革委員がいろいろ決めていってはどうですかとお願いしました。

アンケートは実施しませんでした。委員を立て、そのことでいろんなことが簡素化しました。昔はいろいろと言っていた人が言わなくなった。その人達が歳をとり行事に参加できなくなってきた。決まりを作っている時代や環境によって変わるわけで、簡素化でいいのではないのでしょうかということになりました。そうしたことで、私の地区は凄く変わりました。変えてはいけないことは、もちろんありますが、簡素化できたという点で。

委員 E：確かに今、若い人はいなくて高齢者が多いので、地区の常会で話し合います。女の人一人暮らしとかいますので、いろいろな共同作業がある場合には、できる人がするようにしたらいいのではないですかということ、女性であっても言うべきで会場で発言すればみんなが納得してくれる。一対一で言うのではなくて、大勢の前で言えば同意が得られるもので、私たちの地区では体の調子が悪い方など作業をしなくてもよくなりました。

嶋田先生：どこで集まって話し合いをするのですか。

委員 E：集落ごとの公民館です。何地区かあるうち、私たちの集落だけは、話し合いをしたことで体の調子が悪い方など作業をしなくてもよくなりました。

嶋田先生：若い女性は、なかなか声を上げにくいから、そう考えるとアンケートという手段もあるかなとは思います。

委員 D：建物だけは立派な公民館があります。行政の補助金か何かで作ったと思います。でも、地区外の人を使うと有料など、公民館の決まりがありますから自由に使えません。みんなが使うために立派な公民館を作ったのだから、私たちの団体が先頭に立って、自治会に対して使えるように何度もお願いをしました。いろいろな祭や活動等をすれば、地区外から人が来ますので目先の事で判断するのではなくて、先の事まで考えてくださいと伝えました。結局公民館はオープンに使えるようになりました。分かってもらうというのが大事なのだと思います。

委員 F：先ほどから3名の委員さんが話をされましたが、高齢化社会が一番の要因だと思っています。後継者が働きなどで出ていっているというのが現実。そのなかでは私の地区は祭など伝統が、わりと継承されている方だと思います。

昔は田植えなど近所の人としていましたが、今は機械化され日常的生活の中でのふれあいの場、コミュニケーションを含めて減ってきています。

嶋田先生：生活の中でふれあいとか、日田市内で工夫しているところはあるですか。ふれあいのための仕掛けをやっているとか。

委員 F：あると思います。例えば、豆田地区の千年あかりとか、夏であればホタル祭、正月には鬼火焚きとか。それをするために、小さい子供達から中学、高校生青年層とか役割分担があります。昔は通学途中でも先輩後輩の上下関係があって最上級生がまとめていたのですが、最近はそのがなくなって、変な方向に行っているような感じもします。歴史、伝統、文化がうまくかみ合っていないからだと思います。

嶋田先生：歴史、伝統、文化をどのようにバランスを取っていくか。さきほど重荷になっているという話もありました。

委員 F：無くしては駄目だと思います。2日間していた行事を1日間に短縮するとか、午後まであるのを午前中で終わるようにするとか。簡素化であればよいと思います。

委員 G：今ある行事に加えて新しい行事を増やすことに対して、参加する人から批判、苦情は出ないのでしょうか。私の地区では、現在あるものに加えて増えてくことによって、人口が少ないところはもの凄く負担が増えます。たくさんの人が出てくれるなら意味があるとは思いますが、田舎になればなるほど参加する人は同じになるので負担がかかり、田舎が嫌だと逆に言われます。

いろいろな行事が多くて、みんなが一緒にしないといけない。年配の方は、ずっとしてきたから当たり前だと思いますが、その下の年代はもの凄く負担となります。ここをどのように調整していくか、今は若い年代も忙しいわけです。子供も忙しい、若いお母さん達も忙しい。歳を取れば暇になるかといえ、やっぱり忙しい。新しい事を増やしていくのは良い事かもしれませんが、それぞれの地区でどう調整していくかが課題ですね。

委員 F：世帯数が少ない所はどうしても人手不足になるので、隣の地区と一緒にやれないか検討するとか方法はあると思います。

委員 G：3つある行事を、1つにして盛大にするとか、そういう働きかけをしていますがなかなかありません。

委員 D：新しい事をやるというのは、地域づくりということなのでしょう。私の地区の団体は年配の方ばかりです。そして、その年配の方達は主役なのです。加勢する立場ではなくて、自分達が主役と思わせることが一番必要だと思います。

「おばちゃん達がいなくてできないから、来て」と。一人一人が主役なのです。私の地区は若い人はいません。働きに行っていますから。でも、次の世代に私達がここまではするから仕事を辞めたらあなた達がしてくださいと伝えています。行事に出てくる年配の人でも強制ではなくて、今日はAさんが出られるけど、次はAさんが出られないからBさんが出るとか、大きく門戸を開いておかないと出来ないと思います。

委員 H：年配とは何歳くらいを指すのですか。

委員 D：私の地区では50歳代は若くて、70歳以上くらいから年配です。

委員 H：行政との絡みでいつも考えていることがあるのですが、実際経験したことです。数年前に会社勤めを一旦終えていた時に、自治会の幹部が来ました。自治会長をしてくれないでしょうかと。来年したい事があるからと断ったところ、みんな手伝うから是非やって欲しいとのこと。

自治会長というのは、しかるべき人材としかるべき勤めをされた方がやっていますし、私の町内は500世帯近くあります。みんなで手伝うと言っても、みんな仕事を持っています。3回くらい来ましたが最終的に断りましたが。結局、自治会長の成り手がいらないのです。なぜかというと、500世帯近くもある町内の自治会長は相当大変だからです。運動会、老人会、交通安全など数多くの行事があり、葬式関係も多くあります。それともう一つが、配布物です。市から来た広報などが月に2回、自治会長宅に届きます。自治会長が全世帯に直接配るわけではないですが、班ごとに仕分けする必要があります。こういったのに大変なエネルギーがかかります。ですから、ある程度の年配の方は、事情を知っているということもあって誰もなりません。

そこで、私は、市の幹部で定年退職した人や教職員OBに頼んだ方がいいと話しましたが、誰も引き受けてくれなかったとのことでした。

市からの補助金が町内には出てはいますが、自治会長になって町内から出る手当は決して多くはないので、それでは成り手はいない。

その時、私は考えましたが、自治会は行政の下請けだと。広報ひたの配布とか考えても。数十年間続けてきたこととは思いますが、根本的に変えなければならない時期にきていると思います。町内の世帯数が多いので自治会を分けるという話もありましたが、公民館建設が問題となって2つに分けることができませんでした。

委員 C：日田に来て1年半くらいの時に、自治会長になって欲しいと言われ、その時は断りました。ただ、今度は立候補してみようかなと思います。自治会長というのは結構権限がありますので。それで、自治会を改革したいと思っています。

委員 H：世帯数が多い町内の自治会長になると、趣味もできないくらいに忙しくなります。今までは何とか自治会長を引き受けてくれていた方がいましたが、行政の方から仕組みを変えていかないといけない時期にきていると思います。

嶋田先生：このような問題は行政からは言いにくいです。ですから、この市民ワーキンググループというのはチャンスの場とも言えます。今の時代なかなか行政が住民自治に入っていって指示するのは言いにくいのですが、自治基本条例であれば足がかりができるので、今の話はぜひ条例の中に入れてみてはどうですか。

委員 H：ただ自治会長は名誉な仕事ですから、私の町内は居ませんが、他の町内の人に聞いてみるとなりたい人もいます。退職された方が名刺を作る時に載せられる信頼のおける肩書きでもありますので。自治基本条例のなかに市民からの意見として自治会長の項目などを入れると、今までどおりの方がいいという市民の意見が多くなることも考えられますが。

嶋田先生：非公式の場でやると、確かにそうなると思います。この場合はオープンにできるので。

委員 H：世帯数 100 の自治会もあれば 500 の自治会もあり一概に比べられないが、共通した仕事、たとえば月 2 回の広報の配布とかについては費用が掛かってもしいから自治会役員に負担をかけない方法を考えた方がよいのではないかと思います。各世帯に配布するのは郵便か何かでやるとか。

嶋田先生：全国的には、そのような傾向があります。新聞を取っている地域であれば、そこをお願いするとか。実際には、自治会経由より経費が安いのでその方法もありますが、そうすると配布物に対する補助がなくなり、反発するのは、実は自治会長です。

委員 I：私が住む所は山奥にあって、9 軒の集落しかありません。高齢者や一人暮らしの方が多く若い人はほとんどいません。全て若い人を頼りに消防団、婦人会、子供会などの役職が仕事をしながら、次々に来ます。非常に大変だと思う反面、文化の継承とか地域の繋がりのためには必要だと思うことが多々あります。

しかし、やはり大変なのは道作りです。過疎化で人手がないので、数キロの山道を高齢者も含め自分達で年に何回も草刈をして、自分達で道を作らなければ生活ができません。雪が降って木が倒れても行政は来てくれませんので、自分達で竹を切って道路が通れるようになって私は仕事に行くことができます。お互いに支えあって生きているような状況で、中心部には中心部なりの苦労があるというのは今の話で初めて分かりましたが、生きるためには行事の負担の問題もあるものの力を合わせていかないとしょうがないかなというところですよ。

委員 C：その道は誰が管理する道ですか。市道とか林道とかありますが、個人的にする必要はないと思いますが。

委員 I：そうと思いますが、何十年もその方法でしています。市道とかも街灯が消えて子供達が帰る時に真っ暗になっても、「街灯のお金を払ってください。合併したので電気代を払えない」と言われ、私が住む地域ではないですが「誰がその電気代を払うのか」という問題もあります。中心部との、この差は何なのかなと思います。行政の方は、その差が分かると思うのです。人がいる所だけにお金をかければいいのかというと、そうではなく、私達が土地を守って地域を守って国土を守っているわけです。行政が来てくれない、誰かがやってくれるというのはなく自分達で守らなければ日々の生活ができない状況が日田の山間部には多くあります。行政にはその差を埋められる仕組みを考えてもらえればと思います。

委員 G：山間部と中心部はやはり違います。山間部に住む私達が、こうして欲しいと言っても、合併した時には「中心部では早くから取り組んでいるから甘えている」と言われました。行政におんぶにだっこされていた部分も確かにあります。合併と同時に先ほどの話のように、主な道から横に入った道は草が茂って手付かずの状態になって、誰がここを手入れするのだろうかという所があります。

嶋田先生：ちなみに行政としては、その辺りの対策はどうしているのですか。

事務局：市道については、草刈を自治会にお願いしている所はあると思います。ただし、木が倒れていて通行できない道が、市道である場合には市が通行できるようにする責任があります。さきほどの委員さんの話については、市道かどうかわかりませんので、はっきりとお答えができませんが、周辺地域の草刈については昔から地元の方が例えば年に 2 回とか決めて草刈作業をして、少しですが市から委託料みたいな形でお支払いしています。

また、公園関係の管理とかも地元にお任せして、委託料ということでお支払いをし、地域の公園ということで大事にさせていただきながら活動資金などの一部にということを行なっています。ただ、誰もやらなくなった時には当然行政がしなければならないとは思いますが、限られた予算をどのように使うかというのを今は行政側が中心的に考えていますが、その中の一部については市民の意見をどれだけ反映させるかという仕組みは考えないといけないと思います。

自治会関係についてですが、他の自治体によっては自治会長は行政が任命して決めている所もありますが、日田市は地域の中で選んでいただいて、その方達に配布物等をお願いするので少ないかもしれませんが補助金を支払っています。以前は選挙の時の投票所入場券も自治会を通じて配布していましたが、時代の流れで直接郵送で本人に届くようにするとか、少しずつですが変えていっています。自治会の大きさを行政が決めるのは難しい面がありますが、出来なくなったものは最終的に行政が責任を取らなければならないものは膨大な量があると思います。それを、どういうふうにやっていくかは他の自治体同様悩んでいるというのが現状です。

嶋田先生：今までの話を聞いて提案したいのが、行政の責任放棄をさせない仕組み。そのためには行政が判断するのではなくて、例えば何歳以上が何パーセントを超えたら若者に過度の負担がかかり、さらにそれを超えると高齢者ばかりで作業すること自体が事故の危険がある。ある程度の限界値を超えた場合には行政が関与する客観的なシステムを作っていく。そのルール作りを行政だけでやると良くないので、当事者を入れて議論してどこに水準を持ってくるか。地域ごとに事情が異なるので一律には決められないと思います。その場では、行政は反論できないと思うので、そこで「うちの地域では、それは頑張っているからやりましょう」という住民の声があると、地区でのバランスが取れてくる。そういう会議体で本来行政がやるべきものが、住民に押し付けられているようなものを見直す仕組み。これを自治基本条例に入れたら全国的にも初めてとなるし、今日田市では緊急の課題だと思います。条文はどういう形にするかはわかりませんが、自治基本条例は通常の条例とは違うので、そういう実情みたいなものが少し入ってもいいと思います。お年寄りが増えていて大変になってきているが、若者も負担を受けている。だからこそ人間らしく生きていくためには変えていくシステムが必要ですという形。それに関連しますが、自治会町内会機能の見直しのための仕組みを条例に入れていく必要があると思います。広報配布の話でも出ましたが、他に代替できる手段があるならばしなければならないとか、自治会長に対する見直しのルールを入れ込んで、会議体を設けて一度議論していかないとまずいのかと思います。

自治会長一人が権力を持ち過ぎて困るという事例も場所によってあり、それを解消するために福岡市では何をしたか。福岡市は区長と町内会長があり同じ人がしているから、わかりにくいですが、町内会長は「町内の長」で、行政区長は非常勤の特別職公務員で市から委嘱を受けて、1件あたりいくらかで広報などを配布しています。1人の人間が2つを兼ねてしまうので、福岡市くらい1人が扱う範囲が広く人口が多いと、年間100万円くらいの報酬が出ていました。その結果、地域が動かなくなってしまう、これを解消するために町世話人という特別職の非常勤公務員を止め、広報は配達業者に戸別配布を任せ、町世話人に配布させなくしました。

もう一つしたのが、自治会町内会の規模を小学校区単位に再編しました。これは両義的で評価が分かれるのですが、小学校単位だと広いのですが、目的は町内会とかいろいろな団体があってメンバーが重なっているものですが、マンパワーが不足しているから横の繋がりをきちんとやっていきたいと思いますというものです。

委員 C：市には自治会一覧がありますか。その中には、世帯数も載っているのですか。それが見たいです。

嶋田先生：それには地区ごとの年齢比率みたいなのがありますか。あるならぜひ見たいので次回資料を用意してください。

事務局：自治会ごとの世帯数、平均年齢の資料があります。

委員 H：庁内検討会のメンバーを見ると、旧町村部からも一人ずつは出ていますが、今、他の委員さんの苦勞されている話を聞いて感じたのですが、庁内検討会の会議は既に3回くらい開催されたと思いますが、その時に今日の委員さん達が出したような意見というのは、メンバーからは出てこないのですか。

行政マンとして意見を言うのではなくて、市民ワーキンググループと両輪をなすとしている庁内検討会の中に振興局職員が5～6人いるわけです。係長級以上の職員なら40歳代だろうから、一番おもしろい年代であり、委員さんが話をしたような苦勞話などについての行政のあり方とか受け止め方とかの意見は出ないのでしょうか。

事務局：庁内検討会については、第1回目に趣旨説明のために開催しました。それから、第2回目は嶋田先生に自治基本条例とはどういうものかの講義をしていただき、第3回目は、今後どのようにしていくべきか。市民ワーキンググループが立ち上がるので、どういうふうにしていくかという所までで、具体的に課題についての議論はまだしていません。

今日の会議でいろいろな意見が出て、宿題もいただきます。その内容を庁内検討会に投げかけて議論をし、市民ワーキングの皆さんにお答えする内容をある程度まとめて、それをしながら、場面場面で一緒に会議を開催して進めていきたいと考えています。

委員 H：庁内検討会の事務局もするということで、気にしておいて欲しいのが、庁内検討会メンバーの振興局職員は地元の旧町村の人で、この方達の親族は、さ

きほどからの話と同じような苦勞をされていると思います。ですから、市民を高所から見るのではなくて家庭の一員、親族の一員としての見方を振興局職員にはして欲しいというのを事務局を通してお願いしたいです。

嶋田先生：庁内検討会のメンバーが市民ワーキンググループ会議を傍聴するのが一番良いと思います。間接的に聞くのと、委員の皆さんの話を直接聞くのと全然響きが違うと思います。今の話は、自治基本条例の条文に入れたらいいと思うのですが、行政職員である前に一市民なわけです。本当は自分自身も感じているはずですし、親御さんとか親族も苦勞されている。しかし、行政職員の仕事の立場になった途端、市民である自分を横に置いて議論している。自治基本条例には行政職員のあり方とか書きますが、どのような文言にするかは市民ワーキングで考えるところとして入れるのがいいと思います。

委員 B：職員の方は、相当意識改革をしていただかないと。実際に昨年あったことなのですが、自分達の団体がワークショップを開きましょうということで、福岡のライオンズクラブの人達と合同でしました。そして、講演を聞きましょうということで振興局の隣で開催したのですが職員が誰も来ませんでした。

今年、第2回目をする事になって、どうしたら人が来るかを考え、佐藤市長にぜひ来てくださいとお願いして、市長が来るようになった途端に振興局から人が来て、市長が帰ったらいなくなりました。

市役所の振興局職員でさえ、そのような考え方です。上が来ているから行こうという程度で、私たちの活動は相手をしてくれず、逆にいろいろな事をするように言われる状況です。相当な意識改革をしないと。

嶋田先生：今の話は 2 つ解決策があると思います。自主的になってくれるという意識改革と、自主的ではないが来てくれるような仕組みを作る。

委員 B：例えば、自治基本条例の中に「市役所職員は地元の行事に参加しなければならない」と書いてしまうのは、今は来ていないということをさらすようで、恥ずかしいような気がします。

嶋田先生：条例に「参加しなければならない」と書くのは良くないと思っているのですが、なぜかという、もし自分が行政職員で「必ず参加しなければならない」と書かれると行きたくなくなると思うのです。ですから、職員が自主的にというのが理想ではありますが、例えば、市民が、頑張ってくれる職員を応援するような仕組み、表彰してあげられるような仕組み。そして、それが庁内的に評価されるような仕組みを入れたら、頑張ってくれる職員が出てくると思います。行政職員も市民なので一方的に求めても逆に反発を受けてしまうということも、考えないといけないことだと思います。人間は義務化されてしまうと、やりたがらなくなってしまうものなので、どういう工夫をしていけるかを市民ワーキンググループのなかで話ができればと思いますし、今の話はとてもいい問題提起だと思います。

委員 I：行政の方は税金でお給料をいただいているわけですから、行事に出てきて

当然という気持ちがあるからだと思いますが、一方でボランティアでいろいろな事をしてきている職員もたくさんいます。同じ市役所の職員の方でも、意識が違うので親身になって私たちの生活の事を考えて対応してくれる、その人の気持ちによって違ってきます。

義務化するというのは難しいとは思いますが、市役所の職員さんも地域担当制みたいな、自分の住んでいる地域とか割り振りをして現場を回って情報を収集するというのも一つの手ではあると思いますし、職員さんがアンテナとなって良きも悪きも情報をしっかりつかんで、地域格差を埋めていくような良い施策や苦勞のすり合わせをしてもらえればと思います。また、職員さんも一市民なので情報を持ち寄って、地域に困り事があれば自分達も出て行くような仕組みができればいいなと思います。

嶋田先生：地域担当制といった制度はあるのですか。

事務局：今後の検討課題としてはありますが、現時点では制度はありません。地域の行事参加の話が出ていますが、たまたま私は地区壮年会の事務局をしています。そのなかで、よく聞くのは、市役所職員と教職員は地域行事に出てこないということです。委員のみなさんがおっしゃるように、いろんな職員がいますし、私も決して何でも活動しているわけではありませんが、それぞれ自分ができる範囲でやっているわけで、全然参加することができない職員は本来はいないと思います。先ほどから話が出ていましたが、市の職員の前に市民ですので、地域の方と一緒に活動するなかで、少しずつ信頼関係ができてくればと思いますので、他の市職員にも後押しをしていかないといけないのかなと思います。

嶋田先生：お聞きする限りの今の庁内の状況だと、余計な事を言わないでくれというふうにもなりかねません。だから、そういうふうにならないように、この市民ワーキンググループの中で取りまとめて、総意としてそういう運動をやってくださいと公式的に言えば後押しもしやすくなると思います。

委員 H：ところで、市役所の 3 日以内窓口というのは対応が早いですね。私も何回か利用させてもらいましたが早いと思います。それと、今の市の組織図というのは、表がありますが、部長制とかできたものの 20 年前とあまり変わりません。先日テレビで病院の総合診療科というのを見ました。難病の人が病院を 15 件もはしごして、最後によりやく病気がわかって治るというものだったのですが、総合診療科に行けば 1 ヶ所ではしごせずにすむわけです。行政にも総合診療科みたいな、3 日以内窓口を発展させたような総合窓口を作って 3 名程度の行政のエキスパート職員を置けば、かなりの仕分けができると思います。市役所に慣れれば、この問題は何課の何係かと尋ねられるが、一般の方には難しいでしょうから。

事務局：3 日以内窓口とは、どこに問い合わせたらいいか、わからない方はきてください。そして、そこで、このような問題があるのですがと話していただければ担当部署の職員を連れてきて、その場で対応させるというふうにしています。3 日以内というのは、3 日以内に解決に限らず何らかの返事をしますということを目指に設置した窓口です。行政に精通した職員を窓口置いてさばいていくというの

も一つの手段ではあるのですが、職員数も減ってきているというのもありますので、今のところの対応としては、問い合わせ窓口を一本化して必要に応じて担当部署の職員を呼んで説明をするという形でさせていただいています。

嶋田先生：委員さんが言ったものに近いものはできているものの、イメージとしては、もっと発展させてその職員が権限を持っていて、その場で即答できる形が取ればとなるのでしょうか。

委員 A：他の委員さんの話にも出ました、地域行事の参加についてですが、職員だけではなくて市職員 OB が出てこない。OB だから仕事は終わっているのですが、地域の行事に出てこない。何でなのかなというも思います。それと、日田市には祭りがいくつもあります、祭に参加していても職員をあまり見かけません。もちろん職員の顔をみんな知っているわけではありませんが、休みの日まで縛られたくないと思っているのでしょうか。

嶋田先生：私の地元だと、祭とか消防団とかは自治体職員が担わないとやっていけない状況ですので、日田ではそういう状況ではないのでしょうか。

委員 A：それと最近感じたことですが、やはり市役所は縦割りだなとつくづく感じました。別の会議に参加していて 11 月の初めにシンポジウムをする実行委員に入っているのですが、そのシンポジウムは林業の部署が担当していて人をどのようにして集めるかという話になった時に、自分達の部署だけでどうにかしようと考えています。私としては、せっかく観光担当課があるわけだから横に繋がって「何か良い考えありませんか」という形にはならないのかなということ。

それと、別の団体で小学校の保健室の木質化というのをしましたが、教育委員会と林業木材産業振興課とでいろいろありました。林業の方は森林産業の景気が良くないので、私たちの団体で木を何とか使って欲しいということで材料を無料で配布するという話を行政にした時に「うちには予算がない」ということになるのです。これは自己資金でやるので予算とは関係ないのですが、話に行っただけなのにそういう反応をされてしまうというのは悲しくなります。学校に木を張るのであれば教育委員会に行つてという感じです。もう少し横に繋がって欲しいです。

委員 D：私もそれは感じます。以前であれば縦割りでよかったと思います。今は横にネットを広げていかないと仕事ができにくいのではないかと。以前からの流れがあるから職員は縦割りから抜けられないのかなと思います。一度市役所の中でそういったことを話してみる機会を作るべきだと思います。

嶋田先生：この問題を宿題の 2 つ目にしましょう。この問題に関しては体質改善とか横の連携をしましょうとか、だいたい掛け声だけで終わってしまうものです。私の専門分野は行政学で、この問題が専門です。解決策は私自身いろんな考えがありますが、まず事務局として考えてください。論点は 2 つあって、市民が何か言おうとした時に受けた課だけで YES、NO を答えてしまう。横の可能性を考えずにしてしまう。あと、何かをしようとした時に他の課と連絡しながらやろうと

しない。動き出す前と動き出した後。それぞれの解決策を考えてきていただいて議論の話題として次回提供していただきたいと思います。

委員 C: セクショナリズムもありますが、越権行為をしてはいけないという気持ちもあると思います。

委員 A: もう一つありました。まちづくり関係でよくありますが、担当者で異なりますが相談しに行った時に「それはできませんから」という言葉から話が始まります。どうにかしてやりましょうという考えで対応してくれなくて、こういうことでできません、できないことが前提でしか話をしないので先に進まない。

嶋田先生: それも自治基本条例の条文の中の職員のあり方に入れましょう。それはできませんではなくて、どうやってできるかを第一に考えるというふうに。

委員 A: そのままの形で実現できなくても、こういうふうに変えれば何とか形になりますというのを相談したいところなのに、できないの一点張りです。一緒にどうにかしていこうという気になってもらいたい。

嶋田先生: 次回、自治基本条例の中身に入ってもいいとは思いますが、前半部分もう一回この議論の続きをさせていただき、その際には宿題の報告をしていただいて。もしかしたら、それだけで時間がいっぱいになるかもしれませんが、それは良いことで、もっといろんな案が出ればと思います。

さきほど、祭に出てこないとかの話がありましたが、私の感想ですが、市民と行政との関係で一番いいのは両者が本気で喧嘩し合える関係が一番いいと思います。喧嘩は信頼関係がないとできないわけで、今は職員が地域に入るといろんなしがらみができて面倒くさくなるから入っていかない。だから、市民は地域に來ない行政職員を信頼していないのです。市民としては、「何で出てこないのか」となって、職員としては、ますます出て行きにくくなって悪循環になる。市民としての行政職員が市民の立場で反論できるような関係ができあがったら建設的であって、今は悪循環の中で不信感だけができているから、地域に入っていくというのは市民と行政との関係性を再構築いく鍵だと思います。

自治基本条例のなかでも取り入れていくのがよいだろうし、条例に先立つ形で中間報告の段階で提言してもいいと思います。この市民ワーキンググループはいろんな事ができる可能性があります。もちろん全部実現できるわけではありませんが、理にかなったことをきちんと言っていけば、事務局もそうですが聞く耳を持っている職員はたくさんいらっしゃると思いますし、一緒になって自治体を変えていくということで、ぜひこの会議の場でいろんなアイデアを出していただきたいので今日の議論を参考にしながら次回の発言を考えていただければと思います。

## 6、座長選出

### 発言の要旨

事務局：前回の会議では今回の会議の発言内容などを踏まえて、みなさんで決めるということでしたので、立候補なり推薦なりありましたらよろしく願います。会議については、市民ワーキンググループのみなさんの意向もありましたので、嶋田先生が参加可能な日程に合わせて会議を開催していくことになっています。

委員 H：進行は今のままで、先生でいいのではないですか。

委員 C：実質的な進行などは嶋田先生にさせていただくようになると思いますが、形式的には1人必要になります。

【委員の話し合いにより、草野委員を座長に選出】

## 7、その他

【帰宅時間が遅くなるのを考慮し、会議開始時刻を18：30にしていたが、委員の話し合いにより19：00へ変更】